

福岡県公報

令和 5 年 3 月 14 日
第 381 号

目 次

告 示 (第135号 - 第149号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課) …………… 6

○市の換地処分	(農村森林整備課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 9

公安委員会

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 3 条 第 1 項第 4 号の規定に基づく習俗的行事及びその他の特別な事情の ある日及びその地域の指定	(警察本部生活保安課) …………… 9
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第 1 号ニの規定に基づ く習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定	(警察本部生活保安課) …………… 9

雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 14

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………15
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………18

再 掲

- 家畜伝染病の発生 (畜 産 課) ……………19
- 家きん等の移動禁止 (畜 産 課) ……………19

告 示

福岡県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成31年4月9日福岡県告示第306号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-198号日吉台光明線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業3・4・44-198号日吉台光明線（日吉台工区）
- 3 事業施行期間
平成17年12月2日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年3月27日福岡県告示第318号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業3・4・44-198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）
- 3 事業施行期間
平成23年10月28日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	三池港 線	前	大牟田市四山町49番3先から 大牟田市浪花町87番1先まで	8.0 ～ 13.7	20.0
			後	大牟田市四山町49番3先から 大牟田市浪花町87番1先まで	9.2 ～ 19.5	20.0

福岡県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	八 香 女 春 線	前	八女市星野村13340番6先から 八女市星野村8266番1先まで	4.7 ～ 18.6	1,810.0
			後	八女市星野村13340番6先から 八女市星野村8266番1先まで	10.0 ～ 29.2	1,810.0

福岡県告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年5月福岡県告示第857号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
旭ヶ丘(a)	大野城市旭ヶ丘一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第300号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝 撃に関する事項
旭ヶ丘(a)	大野城市旭ヶ丘一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和3年5月福岡県告示第572号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平野台(1)	大野城市平野台四丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 2 は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和3年5月福岡県告示第573号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平野台(1)	大野城市平野台四丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 2 は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

旭ヶ丘二丁目	大野城市旭ヶ丘二丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平野台-1	大野城市平野台四丁目及び大字牛頸（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
旭ヶ丘二丁目	大野城市旭ヶ丘二丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
平野台-1	大野城市平野台四丁目及び大字牛頸（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面は大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	町川原 赤 間 線	前	福津市内殿1021番14先から 福津市内殿1018番7先まで	6.7 ～ 15.0	85.1
			後	福津市内殿1021番14先から 福津市内殿1018番7先まで	6.7 ～ 15.0	85.1

福岡県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	町川原 赤 間 線	福津市内殿1021番14先から 福津市内殿1018番7先まで

福岡県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田川	八 女 香 春 線	田川郡添田町大字落合4250番1先から 田川郡添田町大字落合4226番先まで

福岡県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田川	八 女 香 春 線	田川郡添田町大字落合4085番1先から 田川郡添田町大字落合4085番2先まで

福岡県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	才 田 筑 前 内 野 停車場 線	嘉麻市嘉穂才田1160番5先から 嘉麻市大力2060番4先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・特にありません。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・特にありません。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・特にありません。

(4) 防災・防犯対策への協力

・特にありません。

(5) 騒音の発生に係る事項

・特にありません。

(6) 廃棄物に係る事項等

・特にありません。

(7) 街並みづくり等への配慮等

・特にありません。

(8) その他

・特にありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市篠原西三丁目787番4の一部、787番14及び787番15並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区柏原六丁目25番1号

株式会社石田屋

代表取締役 石田 亘

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1)第19979号	株式会社ガンツ不動産 代表者 森田 光俊	福岡市東区香椎駅東1-4-1

2 聴聞期日及び場所

令和5年3月27日（月）午後2時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁7階北棟建築都市部入札室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の 事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市	朝倉市黒川（疣目川流域地区）	令和5年3月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩津和崎字後口311番1、311番9、311番10、313番2及び313番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目19番23号簡ビル2階

N i c e ・ D株式会社

代表取締役 熊谷 仁志

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市水城二丁目626番1、626番5、626番6、663番1、663番5及び1153番2から1153番4まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市水城二丁目7番1号

菊地 康子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市千鳥五丁目1885番5及び1885番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市自由ヶ丘六丁目26番1

有限会社シンワ

代表取締役 岡本 秀夫

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区、北九州市若松区、福岡市東区、久留米市、直方市、田川市、八女市、行橋市、筑紫野市、古賀市、みやま市、糸島市、桂川町、東峰村、築上町	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2・3 級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
新宮町大字原上地内	令和 4 年 3 月 11 日

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2・3 級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
新宮町大字原上地内	令和 4 年 3 月 11 日

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小郡市内（小郡市山隈）	令和 5 年 2 月 21 日

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上町大字岩丸	令和 5 年 2 月 27 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2級・4級基準点測量、三次元点群測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大刀洗町、朝倉市	令和5年2月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑後川河川事務所管内	令和5年2月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区地内	令和5年2月28日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第51号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月14日

福岡県公安委員会

指定する日及び地域	
令和5年5月4日～令和5年5月5日	福岡市の全地域
令和5年7月2日～令和5年7月16日	
令和5年7月15日～令和5年7月17日	北九州市の全地域
令和5年7月22日～令和5年7月24日	
令和5年8月5日～令和5年8月7日	
令和5年8月4日～令和5年8月6日	久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第52号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

令和5年3月14日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和5年5月4日 ～ 令和5年5月5日	福岡市の全地域
令和5年7月2日 ～ 令和5年7月16日	
令和5年7月15日 ～ 令和5年7月17日	北九州市の全地域
令和5年7月22日 ～ 令和5年7月24日	
令和5年8月5日 ～ 令和5年8月7日	
令和5年8月4日 ～ 令和5年8月6日	久留米市の全地域

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2428回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 名 称 第2428回西日本宝くじ
- 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 証 票 金 額 1枚 100円

5 発 売 期 間 令和5年4月1日から
令和5年4月18日まで

6 抽 せ ん 日 令和5年4月21日

7 当せん金支払開始日 令和5年4月26日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	60 本
3 等	30,000 円	300 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2429回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2429回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円
500万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年4月1日から
令和5年5月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和5年4月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	30 本
2 等	50,000 円	900 本
3 等	10,000 円	5,000 本
4 等	1,000 円	50,000 本
5 等	200 円	1,500,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2430回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2430回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年4月5日から
令和5年5月1日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和5年4月5日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	8 本
2 等	50,000 円	200 本
3 等	10,000 円	2,400 本
4 等	1,000 円	20,000 本
5 等	200 円	600,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2431回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2431回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和5年4月19日から
令和5年5月9日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年5月12日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年5月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	800 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2432回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2432回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和5年5月31日から
令和5年6月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年6月23日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年6月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本

2	等	300,000 円	30 本
3	等	30,000 円	300 本
4	等	5,000 円	6,000 本
5	等	1,000 円	30,000 本
6	等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2433回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2433回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年6月3日から
令和5年6月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年6月23日

7 当せん金支払開始日 令和5年6月28日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	1,000,000 円	30 本
3 等	10,000 円	3,000 本
4 等	2,000 円	30,000 本
5 等	200 円	300,000 本
幸運のクーちゃん賞	30,000 円	1,200 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2434回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2434回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 令和5年6月14日から
令和5年7月11日まで

6 当せん金支払開始日 令和5年6月14日

7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000 円	4 本
2等	50,000 円	280 本
3等	10,000 円	2,400 本
4等	1,000 円	20,000 本
5等	200 円	600,000 本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2435回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称 第2435回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 25組

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 令和5年6月21日から
令和5年7月3日まで

6 抽せん日 令和5年7月7日

7 当せん金支払開始日 令和5年7月12日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000 円	1 本
前後賞	5,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	24 本
2等	1,000,000 円	50 本
3等	10,000 円	2,500 本
4等	2,000 円	25,000 本
5等	200 円	250,000 本
女神の微笑み賞	30,000 円	500 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2436回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2436回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和5年6月21日から
令和5年7月3日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年7月7日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年7月12日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	90 本
3 等	10,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2437回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2437回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和5年8月2日から
令和5年8月22日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年8月25日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年8月30日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本

組 違 い 賞	100,000 円	19 本
2 等	300,000 円	40 本
3 等	10,000 円	400 本
4 等	5,000 円	2,000 本
5 等	1,000 円	20,000 本
6 等	100 円	200,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2438回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2438回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年8月2日から
令和5年8月29日まで

6 当せん金支払開始日 令和5年8月2日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000 円	40 本
2 等	50,000 円	450 本
3 等	10,000 円	2,000 本
4 等	1,000 円	25,000 本
5 等	200 円	750,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2439回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2439回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円
600万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 令和5年8月5日から
令和5年9月26日まで

6 当せん金支払開始日 令和5年8月5日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	12 本
2 等	100,000 円	360 本
3 等	10,000 円	3,600 本
4 等	1,000 円	114,000 本
5 等	200 円	1,800,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2440回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2440回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 700,000,000円

10万通 35組

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 令和5年8月30日から
令和5年9月19日まで

6 抽 せ ん 日 令和5年9月22日

7 当せん金支払開始日 令和5年9月27日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	34 本
2 等	300,000 円	70 本
3 等	10,000 円	10,500 本
4 等	1,000 円	35,000 本
5 等	200 円	350,000 本
十 五 夜 賞	30,000 円	1,050 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2441回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年3月14日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2441回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 5 年 9 月 13 日から
令和 5 年 11 月 20 日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和 5 年 9 月 13 日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	7 本
2 等	100,000 円	315 本
3 等	10,000 円	3,500 本
4 等	1,000 円	35,000 本
5 等	200 円	1,050,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2442回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 5 年 3 月 14 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2442回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 5 年 9 月 27 日から
令和 5 年 10 月 17 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 5 年 10 月 20 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 5 年 10 月 25 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	19 本
2 等	300,000 円	20 本
3 等	10,000 円	200 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	20,000 本
6 等	100 円	200,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46条）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第115号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年3月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生の場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	12羽	福岡市	令和5年3月2日

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第115号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行細則（昭和38年福岡県規則第15号）第4条第1項の規定に基づき、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域（移動制限区域）で移動し、又は次の区域（搬出制限区域）から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜防疫員が許可するものは、この限りでない。

令和5年3月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 移動制限区域

(1) 福岡市

西区（大字西浦、大字宮浦）

2 搬出制限区域

(1) 福岡市

西区（大字玄界島、大字小田、今津、大字草場、大字桑原、大字周船寺、大字田尻、太郎丸一丁目、太郎丸二丁目、太郎丸三丁目、太郎丸四丁目、大字太郎丸、大字徳永、能古、大字元岡、元浜一丁目、元浜二丁目、元浜三丁目、元浜四丁目、横浜一丁目、横浜二丁目、横浜三丁目、今宿駅前一丁目、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、周船寺一丁目、周船寺二丁目、周船寺三丁目、田尻一丁目、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿三丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、九大新町、北原一丁目、西都一丁目、西都二丁目、徳永北、女原北）

東区（大字勝馬、大字志賀島、大字弘）

(2) 糸島市（志摩 桜井、板持、板持一丁目、板持二丁目、浦志、志登、志摩 井田原、志摩 稲留、志摩 稲葉、志摩 小金丸、志摩 津和崎、志摩 野北、志摩 初、志摩 馬場、志摩 松隈、志摩 師吉、志摩 吉田、新田、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、泊、油比）